

令和5年度 入札参加資格（業務等追加）申請要領（測量・コンサル市内業者用）

1. 対象事業者要件

- ① 令和4年度において、入札参加資格申請書を提出しており、市内業者として登録されていること。
- ② 追加登録を希望する業務（又は部門）において、法令等に基づく登録を受けていること。

《参考》

登録業務	法令等
測量業務	測量法(昭和24年6月3日法律第188号)
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規定 (昭和52年4月15日建設省告示第717号)
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規定 (昭和59年9月21日建設省告示第1341号)
地質調査業務	地質調査業者登録規定 (昭和52年4月15日建設省告示第718号)
建築設計業務	建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)
環境・計量業務	計量法(平成4年5月20日法律第51号)

- ③ 業務（又は部門）の追加を希望する場合にあっては、添付する経営規模等総括表の過去2年間の年間平均実績高が0でないこと。

2. 注意事項

- ① 受付期間 令和5年4月3日（月）～令和5年4月20日（木）
執務時間 平日午前8時30分～午後5時15分
- ② 受付内容 登録業務（又は部門）の追加にあっては、1年間は登録のみとし、指名は行わない。
- ③ 本申請書の提出については、持参または郵送とする。
【令和5年4月20日（木）午後5時15分までに契約監理室必着のこと】
- ④ 入札参加資格審査結果通知用の切手を84円分提出のこと。返信用封筒は不要。
- ⑤ 経営規模等総括表及び追加を希望する業務に係る測量等実績調書を添付すること。
- ⑥ 追加を希望する業務（又は部門）の登録証の写しを添付すること。また、部門の追加を希望する場合は、資格者証明書の写しを添付すること。
- ⑦ 技術職員の資格証明書については、職員名簿の記載順に整理して添付のこと。
新規資格取得者及び新規雇用の技術者、又は新規に指名申請を提出する業者の技術者資格証明書の原本確認については行わない。